

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
◎「令和8年度指定管理鳥獣捕獲等事業 計画策定調査業務」に係る公金事務の 委託（中山間地域 対策課）	1
◎「スーパーよさこい2026出展委託業 務」に係る公金事務の委託（国際観光課）	1
公 告	
○農地を利用する権利の設定に関する裁 定（農業担い手 支援課）	1

高知県公安委員会告示
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

告 示

高知県告示第510号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定
に基づき指定公金事務取扱者を令和8年7月22日に指定し、公金
事務を同月23日に委託したので、同条第2項の規定により次のと
おり告示する。
令和8年8月21日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取 扱者に委託した 公金事務に係る 歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市若松町9 番30号	株式会社西日 本科学技術研 究所	「令和8年度指 定管理鳥獣捕獲 等事業計画策定 調査業務」によ り支払う報償費 及び旅費	令和8年 7月23日 から令和 9年3月 31日まで

高知県告示第511号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定
に基づき指定公金事務取扱者を令和8年8月4日に指定し、公金
事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり
告示する。
令和8年8月21日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取 扱者に委託した 公金事務に係る 歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市河ノ瀬町 45-1	株式会社H I T O T O C o r p o r a t i o n	「スーパーよさ こい2026出展委 託業務」により インストラクタ ーへ支払う旅費	令和8年 8月4日 から令和 8年9月 30日まで

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替
えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利
（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、
同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年8月21日
高知県知事 濱田 省司

- 裁定に係る農地の所有者等に係る情報
登記名義人 佐野 英明、佐野 壽恵（死亡）
- 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
幡多郡黒潮町下田の口字カキセ2830番	田	518㎡
幡多郡黒潮町下田の口字カキセ2831番	田	1,491㎡

- 利用権の内容
田として利用
- 利用権の始期及び存続期間
令和8年10月1日から6年間
- 借賃に相当する補償金の額
60,270円

- 補償金の支払の方法
利用権の始期までに高知地方事務局四十支局に補償金を供
託する。
- 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表
者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人高知県農業公社 理事長 岡本 昌幸
高知市丸ノ内一丁目7番52号

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第22号
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則
第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項にお
いて準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び
教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施
する。
令和8年8月21日
高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 審査の種類、期日及び場所
(1) 審査の種類
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及
び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免
許（以下「大型自動車免許等」という。）
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動
二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」とい
う。）
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普
通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」
という。）
(2) 審査の期日
令和8年10月1日（木）から同年11月13日（金）まで（日
曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法
律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
(3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 審査の申請手続に関する事項
(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査
申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会
に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転す
ることができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転
免許証又は当該免許に係る特定免許情報（道路交通法（昭和

35年法律第105号）第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示すること。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けること。

（2） 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

（3） 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項
（1） 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

（2） 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
------------------------	----------------------------------	---

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,750円、普通自動車免許19,800円、特定第一種免許14,450円、大型自動車第二種免許等22,200円）

イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,100円、普通自動車免許12,000円、特定第一種免許9,950円、大型自動車第二種免許等12,850円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088－893－1221）に問い合わせること。